

# 平成30年 第5回町議会臨時会

## 議会ニュース

平成30年第5回町議会臨時会が8月24日に招集され、町長の町政報告と議案4件が審議され、同日閉会しました。  
そのあらましについてお知らせします。

### 町政報告

#### 神威岬自然公園遊歩道の被災対策

去る7月6日早朝、神威岬灯台より手前150m地点で、遊歩道海側の法面表層土の一部がはがれ落ちていた箇所を商工観光課職員が発見しました。

連日の大雨に見舞われた神岬地区の雨量は、7月2日に24時間63mm、時間最大雨量は32mmを記録しており、数日にわたる長雨が要因とされています。

町では、同日より観光客の安



▲神威岬遊歩道被災箇所（7月6日）

全確保を最優先するため、小樽海上保安部との安全確認調査期間中の同月31日までの26日間にわたり、「女人禁制の門」から80m先の展望広場より神威岬灯台までの遊歩道約640m間を通行止めとしました。

積丹観光の最盛期と重なり、通行止めの長期化による観光業への影響を危惧しましたが、神威岬灯台が、先の政府の重要インフラ登録決定を受けたこともあり、海上保安庁、第1管区海上保安本部及び小樽海上保安部の基礎的な現地調査など迅速な対応等の配慮をいただき、安全が確認された8月1日をもって通行止めを解除しました。

この間の関係機関のご支援ご

協力に感謝を申し上げます。

神威岬自然公園遊歩道総延長約1,804mは、平成7年以降の観光資源化の経緯から、その管理者は積丹町とされていますが、供用開始から23年が経過し、経年劣化による施設改修箇所が増大や、訪日外国人観光客を含めた安全確保対策、その財源確保対策など課題も多く、これらの解決に向けた方策の具体化を急がなければならないと考えています。

特に、この度の被災に伴う町の神威岬遊歩道全体の目視点検調査結果によると、同遊歩道9カ所のほか、展望広場ルートにおいても詳細な地質・地形調査及び改修工法の検討等が急がれるとされました。

また、昨年4月の突風により遊歩道約28m間のゴムチップ舗装の一部が損壊しているため、施工時期を考慮のうえ、要望中の過疎対策事業債対象事業として、本年度から2カ年計画で整備することとし、併せて、優先度が高い次年度整備箇所の詳細調査・設計等に係る所要経費について、参考資料を配付し、本

臨時会に補正予算案を提出しました。

#### 積丹町産業会館移転計画に伴う跡地利用に関する対応検討結果

本件については、先の第2回定例会の町政報告で、その概要を報告申し上げたとおり、去る5月15日の積丹町商工会総会の機関決定を経て、同月30日、同商工会から町に提出のありました要望書に対する町の対応の方向性について検討を行ってきた経緯にあります。

その検討結果について、報告します。

町では、商工会からの要望書の提出を受けて、

- ①「現産業会館の老朽化の現状について」
- ②「新おたる農業協同組合と商工会との旧農協事務所建物等の検討協議の経過について」
- ③「昭和50年度産業会館建設時の道・町の助成支援事業の状況について」
- ④「商工会からの要望の趣旨である、新しい商工会事務所の整備」と「所有地を含む現在の産

業会館の有効活用について」の4つの観点から「町はどのような考え方を踏まえて検討すべきか。また、町はどのような財政的支援策が最も現実的に可能なのか。」の視点から、その具体的な方策を検討してまいりました。

結果としては、

- (1)「町はどのような考え方を踏まえて検討すべきか。」についてですが、私は、

- ①商工会からの要望の経緯と趣旨は、新おたる農協積丹事業所の閉鎖に伴い、同建物の2階部分、農業者の共同利用施設(研修室)として、全額国費補助金により整備された複合機能を有していたことも勘案して、今後の同建物の有効活用があり方等について、同農協と同商工会の両団体が、それぞれ理事会等で検討審議を重ねてきた経過を経て機関決定された結果であるので、町への要望の趣旨とその内容については、当町の基幹産業を担う産業経済団体の主体的な総意として、その取扱いの重要性を十分認識し、最大限尊重しなければならないのではないかと



と考えます。

②しかし、要望事項内容のいずれに依る町財政的支援策を考へるに当たっては、何と言いましても、そのための町費財源の現実的な確保、すなわち現行制度としての「国・道の補助金」又は「良質な地方債」の活用導入の可能性があるかどうかを最も重視せざるを得ないと考えます。

②「町はどのような財政的支援策が最も現実的に可能なのか。」について、ですが、

①まず、商工会事務所・産業会館の新築・改修・移転・建物解体のための経費等に対する「町

費補助金」の財源としての「国・道補助金」、若しくは「良質な地方債」の活用が可能な現行制度はいずれもなく、町費一般財源の充当とならざるを得ない実状にあります。

②一方、前段申し上げた考え方を踏まえ、かつ現産業会館の立地の優位性や要望実現の年次的タイミング等を勘案した場合に、本年度で3力年の整備計画完了を迎える「憩の広場整備事業」の過疎対策事業債の計画年次の延長と事業内容の追加による「憩の広場の拡充整備案」が、商工会への財政的支援策としては最も実現の可能性が高く、現実的にも最も有効な方策ではないか。それにより、商工会への「補助金」ではありませんが、憩の広場整備に要する起債対象経費となる産業会館の建物解体等補償費とその物件調査費及び用地買収費等が、町の財源として確保され、実質的に商工会に対する財政的支援策となるのではないかと、この結論に至りました。

以上の検討結果に沿った今後急がれる主要な対応事項としては、本年度計画中の憩の広場整備事業に係る過疎対策事業債の対象事業費に、産業会館建物解体等補償費と同物件調査費及び用地買収費を追加増額要望し、次年度における憩の広場拡充整備計画実現のための条件を整えることです。

従って、本年度の過疎対策事業債の対象事業費として、所要額の把握が急がれます同補償費の算定のためには、外部委託調査が必要ですので、係る物件調査委託費について、参考資料を配付し、本臨時会に補正予算案を提出しました。

また、次年度の憩の広場拡充整備事業計画における施設の種別、配置及び事業費試算等の実施計画案の具体的検討にあたりましては、敷地の活用有効面積や安全対策、利用者の要望等の諸課題を十分精査検討し、適切に対応してまいりたいと考えています。

## 審議された案件

### 議案第1号～第3号

#### 工事請負契約の締結について

議案第1号…平成29年度美国小学校放射線防護対策工事（建築主体工事）（繰越明許費）

議案第2号…同電気設備工事（繰越明許費）

議案第3号…同機械設備工事（繰越明許費）

3件の工事請負契約の締結について、契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めらるるもの。

### 議案第4号

#### 平成30年度積丹町一般会計補

#### 正予算（第4号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ883万8千円（別表参照）を追加し、29億1,916万7千円にするもの。

（原案否決）

### （原案可決）

※主要な補正予算は、神威岬自然公園遊歩道の被災対策と、積丹町産業会館移転計画に伴う跡地利用に関する対応検討結果に関連した「神威岬自然公園遊歩道整備事業」及び「憩の広場拡充整備事業」に係るもの。

### 補正予算案の内訳

予算科目等		予算額
歳入	①道徳教育推進校事業道委託金	250
	②前年度繰越金	1,988
	③過疎対策事業債	8,838
	憩の広場整備事業 神威岬自然公園遊歩道整備事業	1,600 5,000
計		8,838
歳出	①平成30年7月豪雨被災地支援義援金	100
	②町税等還付金	632
	③積丹町産業会館支障物件調査委託料	1,620
	④農地費	1,000
	需用費 農作業用トラクター 付属草刈機購入費	216 1,000
	⑤神威岬自然公園遊歩道改修事業	3,000
	実施設計委託料 工事請負費	2,000 3,000
⑥道徳教育推進校事業費 (報償費、旅費、需用費、役務費)	270	
計		8,838